

平成 27 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	平成 28 年 2 月 22 日（金）午後 1 時から 3 時まで
場 所	東大阪市役所 18 階 大会議室
出席者	<p>（委員長）関川委員長 （委員）新崎委員、稲森委員、江浦委員、小野委員、勝山委員、中川委員、中西委員、中原委員、永見委員、藤並委員、水口委員、三星委員、森田委員、宮田委員、村岡委員、山下（修）委員、山下（雅）委員、山田委員 以上 20 名</p> <p>（事務局）平田福祉部長、田村子どもすこやか部長、出口学校教育部長、安永社会教育部長、植田福祉部次長、小川指導監査室長、高橋生活福祉室長、太田障害者支援室長、島岡高齢介護室長、川西子どもすこやか部次長、奥田子ども子育て室長、寺岡保育室長、大辻教育企画室長、坂上学校教育推進室長、泉青少年スポーツ室長、赤穂福祉企画課長、山本法人指導課長、松本生活福祉室次長、竹山障害者支援室次長、大東障害者支援室次長、山田高齢介護課長、福永地域包括ケア推進課長、磯山介護保険料課長、早崎給付管理課長、米澤介護認定課長、菊池子ども家庭課長、西島子ども見守り課長、三崎施設指導課長、関谷子ども応援課長、栗橋子育て支援課長、山本健康づくり課長、小永吉母子保健・感染症課長、福祉企画課 大引主査、石田主査、入江係員、子ども家庭課 浅尾総括主幹、坂東社会福祉協議会次長</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各計画の策定について <ol style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭自立促進計画 2. 本市の福祉行政にかかる施策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者自立支援制度 (2) 社会福祉法人制度改革 3. その他
議事要旨	<p>○司会 開会のことば</p> <p>○福祉部長 開会のあいさつ</p> <p>○司会 ・新委員の紹介</p> <p>○委員長あいさつ</p> <p>【平成 27 年度に策定した計画についての報告】</p> <p>○事務局 第 3 次ひとり親家庭自立促進計画案の【策定経過】について概要説明</p> <p>○委員（児童福祉専門分科会長） 第 3 次ひとり親家庭自立促進計画案の【施策展開】について説明</p>

【委員の意見】

(委員長)

当事者の方の声を聞きながら、丁寧に計画策定をしていただいたことが今の説明でよく分かった。同じ児童福祉専門分科会の委員の方にもコメントを頂きたい。

(委員)

母子寡婦福祉会の理事として長い間携わっているが、会に所属していないひとり親家庭の方のことは今までよく知らなかった。また、こういう組織があるということをなかなかご存じないという方も多かった。会に入ってもらったら支援もしやすくなるので、市からもパンフレットなどを市民の目に付くところに設置してもらえる話も頂いた。ひとり親家庭といっても、例えば男性と女性では相談のし易さの違いもあるかと思うが、そこは検討しつつ、まずはこういう組織があるということを知ってほしい。

(委員)

現在問題になっている貧困の問題について大きくクローズアップされている。支援策も未だ足りない部分もあるが、デザインとして一定出来あがってきているので、一つ一つのサービスが有機的につながるような支援が必要になってくると思う。

(委員)

養育費の取り決めといったものがあるが、受け取っていない方も多くいる。国の課題かも知れないが、確実に支払ってもらえるいい方法があればと感じた。

(委員)

保育園、保育所、認定こども園はひとり親家庭の方をお預かりする施設でもあるが、相談に乗る時もタブレットなんか使うと分かりやすく説明できるのでICTの活用等もしていただきたい。

地域における相談機能の充実というところに、可能であれば大阪府知事の認定を頂いた相談員ということで、すまいるサポーターあるいは地域貢献支援員という文言を入れてほしい。

(委員)

今回素晴らしい計画を策定いただき非常にうれしく思うが、相談できる時間が課題ではないか。何か起きるのは夜が多いので、何らかの手立てを今後考えてほしい。

(委員)

校区福祉委員や主任児童委員に密接に関係のある社会福祉協議会が地域福祉という観点から、ひとり親家庭の方の相談に乗ることもありえるので、関係機関・団体に社会福祉協議会を入れてほしい。

子ども自身へのサポートの中でスクールカウンセラーと並ぶ専門職であるスクールソーシャルワーカーが、学校の中での不登校やいじめといった問題について先生方とのネットワークづくりに熱心にやっておられるが、そうした学校内での支援と併せて、ファミリーサポートとして地域において保護者や子ども自身の支援をして生活を安定化させるという、重層的な支援につながる意味でここにコミュニティソーシャルワーカーも入れたらどうか。

(委員) (児童福祉専門分科会長)

今回の議論の中で社協やコミュニティソーシャルワーカーという視点はもちろん認識していたが、少し記載が少なかったと思うので、改めて記載したい。

また夜という視点も、より手前の放課後とか夕刻の子どもたちを支えるという認識の必要性は共有されているので、ひとり親に限らず全ての子どもたちについて夕方からの介入にうまくつなげる必要性を強く感じた。

(委員)

経済的な支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付や生活保護等の支給には、申請から少し時間が必要となっており、それまでの生活の最低限の支援としてオール大阪の支援をいるので、その件も加えてもらいたい。

(委員長)

一連の件について事務局から何かあるか。

(事務局)

精査した上で会長にご報告させていただきたい。

(委員長)

様々な支援があるがこの「支援につなぐ役割」というものを意識すればより効果的な対策が出来るのではないか。本人が何に困っているのかよく分からないという状態も多々あることから、「つなぐ役割」としてのすまいるサポーターやコミュニティソーシャルワーカー等について、よく書き込んで頂きたい。

【本市の福祉行政にかかる施策について】

次の福祉行政の施策について事務局より説明を。

○生活福祉室

生活困窮者自立支援制度についての説明

○法人指導課

社会福祉法人制度改革についての説明

【委員の意見】

(委員長)

社会福祉法人制度改革について、国の社会保障審議会福祉部会委員として報告書の取りまとめにも関わった立場から補足したい。

この法案は昨年、安保法制との関係もあり参議院で審議未了となったが、今回の通常国会で予定通りだと 3 月中に法律が通る見込み。既に介護福祉士の養成校が準備に入っている福祉人材の部分は 28 年 4 月に法施行となるが、これから議論する社会福祉法人制度改革の部分は 29 年 4 月の施行を予定している。

この社会福祉法人制度改革の論点の一つに非営利性と公益性の徹底がある。仮に一般財団法人の制度に照らして今の社会福祉法人の体制を見ると、経営組織のガバナンスの仕組みが制度的に担保されていないといえることから、現行の社会福祉法人を公益財団法人と近いものに改正するもので、制度見直し後の体制は評議員によって理事を選出し、理事会で理事長を選出することになる。評議員会はこれまで任意であったが必置となる。

また、今後は行政監督の元だけでなく、経営状況を情報公開し、国民に対して透明性の高い経営の内容を見せていくことで経営のガバナンスを確保することが求められている。社会福祉法人の経営は専ら公費によって運営されており、情報公開を利害関係人だけでなく国民一般がいつでも見ることができるようにすることで非課税にふさわしい経営の透明性の確保を図ることが必要である。

次に、公益性を担保する財務規律の問題としては内部留保の問題がある。内部留保についての明確な定義がないまま、財務省により特別養護老人ホーム 1 施設あたり約 3 億の内部留保があると公表された。これは単なる次期繰越残額を内部留保と仮に定義されたものであるが、ここには将来の投資や借入金の返済を想定したものなども含まれている。そこでこうした必要な経費を控除した部分を社会福祉充実残額つまり計画的再投下対象財産として定義し直し、それが残った場合は地域のニーズを踏まえ社会福祉充実計画つまり再投下計画を作り、中長期にわたって地域に還元することを国民に対して約束する仕組みを作った。

こうした余裕財産がない場合も含め、社会福祉法人である以上地域で困っている人がいたら何とか個別支援をお願いしたい。さらには地域の福祉課題について地域関係者と連携しながら新たな社会資源の開発に関わって頂きたい。そのような趣旨で地域公益的な取組みという責務を挙げている。

出来ることと出来ないことがあることは重々承知しており、出来る形で制度の狭間のニーズに対しての当面の支援を社会福祉法人に引き受けて頂くことが、まさに公益的取組みとして意味があると考えている。他の法人であればかかったであろう法人税あるいは固定資産税の一部を払ったものと考えてこうした取組みに投下してもらおうことが、社会福祉法人の公益性、公共性を固める結果になるのではないかと。

(委員)

生活困窮者制度の就労準備支援としての中間的就労について、現状はどうか。また、社会福祉法人制度改革にある公益事業は社会福祉事業とは別の事業を新たにやるということか、どういった事業が想定されるのか。

(事務局)

中間的就労について、認定事業所は5~6ヶ所あり、現時点で1人が利用したと記憶している。

(委員長)

計画的再投下対象財産が生じた場合、社会福祉事業、地域公益事業、その他の公益事業の順番に、それぞれのニーズを鑑みて投下していくもの。社会福祉事業を主として行うのが社会福祉法人である以上、法人として当初より事業計画があるなら、その計画に従って社会福祉事業を行って構わない。その次に地域のニーズのある公益事業を検討する。この他、地域のニーズではないが例えば国際交流や全国ネットで震災復興の支援チームを組むというのも公益事業ということになる。このように公益事業にだけ計画的再投下対象財産を投下しなければならないというわけではない。

(委員)

例えば特別養護老人ホームがコミュニティスペースを子育て支援のサークルのために開放するとか、母子生活支援施設が主任児童委員と一緒に学習支援を展開することも地域公益事業につながるのか。

(委員長)

そのとおり。ただ、公益事業については、地域協議会を開いてその関係者と話し合いながら地域ニーズを把握すると決まっている。子どもの支援もいいが地域ニーズとしてはグループホームの設置や認知症・ひとり暮らしの方の見守りの方が先だという意見が出てくる可能性もある。地域ニーズと違うものを法人の評議員会でやると決めた場合、所轄庁である東大阪市が承認しないということが出来るのかについてはこれからの議論である。

(委員)

中間的就労について、他市であった実際のケースとして、失業により住居を失った方に対して介護施設のコミュニティワーカーの方が住居や生活器具の世話をし、しばらくの間その施設での仕事を勧められそのまま介護職員となったと聞いている。つまり、支援につながったことにより就労、そして自立につながるということもある。どこか一つではなく、多様なところにつながっていくことが大切なのではないか。

(委員)

生活困窮者自立支援において、家族や本人からの相談があった時には既に問題が大きくなって、課題解消が難しくなっていることがあるという報告があったので、アウトリーチ、予防的支援が非常に重要かと思う。東大阪市の生活困窮者自立支援は市直営でやっているメリットや工夫をしている点は何か。

(事務局)

庁内の関係部局との調整が取りやすいことがメリットである。他市によると、始まったところの制度ということで制度自体のことを知らない職員も多くおり、委託先の職員が行っても話が進みにくいということも聞くので、本市では円滑な支援につながりやすいと感じている。

国の通知によると人口 10 万人につき 20 人の新規対応をする旨の数値が掲げられている。本市でいうと月 100 人の支援となるが、60 人から 80 人程度に留まっている。アウトリーチの必要性は認識しているが、他業務と兼務で対応している今の職員体制の中では、アウトリーチまでは出来ていない点が課題であると認識している。

(委員)

私を感じている観点と同じで安心した。やはり行政がやるにあたっては庁内連携ができるというのが一つのメリットだと思う。日頃コミュニティソーシャルワーカーに関わっている者の実感として、アウトリーチを行政が直営であるのはかなり難しいと思う。それより、コミュニティソーシャルワーカーのアウトリーチにより発見された生活困窮のケースを窓口につなぐ、逆にアウトリーチが必要な際は生活困窮者の担当者からコミュニティソーシャルワーカーに相談するという関係を築くことが必要ではないか。

(委員長)

以前に、都市における潜在的な生活困窮者の数について堺市で調査をした。たとえば過去 6 カ月に公共料金が払えない、あるいは 1 日 3 食を 2 食に減らしたといった回答が 3% から 5% くらいあった。本市は 50 万で 5% とすれば 2 万 5 千人くらい潜在的にいると考えられる。そう考えると国の月 100 人、年間 1200 人というのはそれほど無茶な数字ではないのではないか。そこをいかにしてアウトリーチして相談に結びつけるかの工夫が必要ではないか。特に直営でやっているメリットは公共料金未払いを自治体で把握できる点がある。水道料金、保育所の費用、市営住宅の家賃、国民健康保険料を払わないという情報を横ざしで把握する取り組みにこの事業を直営でやる意義があるのではないかと思う。これは小さい自治体ほどわかりやすいわけではあるが、自治体だから発見できるメッセージではないか。

(委員)

学習等支援事業について様々なところでよく中 3 を対象にした学習支援ボランティアということをやっている。これは予防の視点でもとても重要だが、貧困の連鎖を断ち切るという観点で考えると、学校教育の場面においてもっと前の段階で色んな情報がキャッチできているのではないか。教育部門との連携によりなるべく早期から、生保世帯のみではない生活困窮に近い状況の方を対象とした対応があれば、より予防的な効果を発していくのではないか。スクールソーシャルワーカーも社会福祉人材として機能していけるはずなので、そのあたりの連携を検討して頂きたい。

(委員長)

今回のひとり親家庭の支援、生活困窮者自立支援、社会福祉法人制度改革という課題について、行政はもとより福祉事業者、団体の方にも課題あるい

は取り組んで頂きたい点が色々あるので、引き続きご検討いただきたい。

【今年度発生した事象について】

最後にその他案件として、今年度発生した事象について事務局より報告をお願いします。

○指導監査室

社会福祉法人の重大な不正事案についての報告

(委員長)

社会福祉法の改正が成立すると、評議員、理事、監事ともに法的責任を負い、今回のような場合には刑事的責任のみならず民事的責任を迫及される事態になる。理事会に出席しておいて意見を言わなかった場合も賛成したものと判断される。ましてや欠席していたなどということは通用しなくなる。その責任なりを了解いただいた上で理事、監事、評議員に就任していただきたい。今回の件についても新しい体制で経営組織を作り直して、保育所の存続が可能となればそれに叶ったものはないと思うが、最終的には市に判断をいただくということになるので、理解をお願いしたい。

冒頭のひとり親家庭自立促進計画については、最終的に委員長から市長あてに意見具申をさせて頂くことになるので、委員各位には了解をお願いしたい。

○福祉部長

閉会のあいさつ

○次回の予定 7月7日(木)午後2時より